



法定相続情報証明制度について

今回は、ひょうご税理士法人グループ内のまどか行政書士法人より、法定相続情報証明制度についてです。平成29年からスタートした制度で始まって8年ですが、とても便利だと実感しており改めてご案内したいと思います。

制度の概要

法定相続情報証明制度は平成29年からスタートした制度で、複数の戸籍一式を A4 サイズ 1 枚の証明書で代用できる制度です。手続きのたびに戸籍の束を窓口へ提出する必要がなくなります。

手続の流れ

- ・ 相続財産が多い場合
- ・ 相続人が多く相続関係が複雑な場合に特に必要となります！

※発行手数料はかかりません！



～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！！～

必ず用意する書類

- ① 被相続人の出生～死亡までの戸除籍謄本
- ② 被相続人の住民票の除票
- ③ 相続人全員の現在謄本又は抄本
- ④ 申出人（相続人代表者）の氏名・住所を確認することができる公的書類

必要となる場合がある書類

- ⑤ 各相続人の住民票の写し
※法定相続情報に相続人の住所を記載する場合に必要
- ⑥ 委任による代理人が申出の手続をする場合
 - ・ 委任状
 - ・ (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本

実際に利用して感じたこと！

- ・ 預金払い戻し等の相続手続の際に、不足漏れや紛失のリスクを軽減できます。
- ・ 複数枚発行することができるので、複数の金融機関の相続手続を同時に並行して行うことができます。その結果、相続手続きの時間を削減、円滑に進めることができます。

※まどか行政書士法人へ法定相続情報一覧図の発行だけのご依頼も多く承っております！

内容に関するお問い合わせ・ご相談はまどか行政書士法人までお願いします。(担当:清水)